

# 芸 術

## 1 全般的事項

問1 「芸術を愛好する心情」を重視するにあたり、どのような点に留意したらよいか。

今回の改訂で芸術科の目標の柱は、「芸術を愛好する心情」を第1にして、「感性」「芸術の諸能力」「豊かな情操」の順に改められた。このことは、生徒一人一人がそれぞれの興味・関心や個性を生かして、芸術と幅広く、かつ、主体的にかかわっていくことを重視したことによる。そのためには、「幅広い活動」を数多く体験することのみではなく、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点から芸術に対して主体的にかかわりをもっていくことを基本とし、生涯学習につながる芸術への永続的な愛好心をはぐくんでいくこと、さらには、感性を高め、豊かな情操を養うことをねらいとしている。

問2 鑑賞をすすめるために、どのようなことに留意したらよいか。

国際化社会に生きる日本人として世界の中で信頼される存在となるため、より一層我が国の文化や伝統に理解と愛情を持つとともに、アジア地域をはじめとする諸外国の芸術に目を向けることが必要である。

鑑賞の学習に当たっては、調べたり討論や批評をし合ったりするなど主体的、積極的に鑑賞していく態度や、美しく優れたものに接し作品に内包される作者の生き方や世界観を豊かに感受できる感性や理解力を育成することが必要である。

芸術科の各科目の特質を踏まえ、文化施設や学校の実態に応じて、学校図書館や、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用すること、地域の伝統芸術を鑑賞する機会を設けたり、優れた技能を持つ地域の人々の協力を得たり、地域の文化施設や社会教育施設等の活用を図ったりすることなど、様々な指導上の工夫をすることが大切である。

## 2 音楽Ⅰ・音楽Ⅱ・音楽Ⅲ

問1 今回の改訂で変更された各科目の目標についての当面する課題はどのようなことか。

### (1) 表現及び鑑賞相互の関連を図ること

「音楽Ⅰ」については、中学校音楽の指導内容を把握し、高等学校の指導内容との関連性を考慮する必要がある。

また、「音楽Ⅰ」は芸術科としての音楽の基礎となる一方で、生涯学習の出発点とし

ての学習でもあることから、特定の活動のみに偏ることなく、表現と鑑賞にわたる調和のとれた活動、及び相互に関連した活動を工夫する必要がある。

「鑑賞」については、「音楽II」においても「音楽I」と同様、指導事項のすべてを扱うこととなる。

(2) 表現方法や表現形態を生徒が適宜選択できるようにすること

今回の改訂で、中学校における音楽の履修については、生徒の個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため学習活動を自ら選択できるようにさせるなど、これまでよりも一層多様な学習が可能となった。「音楽I」においては、生徒の実態などを考慮して、生徒が表現方法や表現形態を適宜選択できるようにするなど、生徒の能力、興味・関心及び学習経験がより多様になることに十分配慮した指導計画を作成する必要がある。

「表現」領域における生徒選択を実施するに当たっては、生徒一人一人の個別的な学習活動のみではなく、選択した分野別にグループを編成し、活動を行った後に互いに発表し合ったり、学習集団全体が同一の題材で学習する中で「表現」分野の役割分担を行ったりするなどの工夫が大切である。

問2 「主体的な学習態度を育てるため、適切な課題を設定して学習することができる機会を設けるよう配慮する」とあるが、その留意事項は何か。

学習内容が特定の活動のみに偏ることなく、それぞれの活動を相互に関連させた学習が行われることを求めているが、これは、「音楽I」が様々な活動を通して音楽を全体的に理解するという意図によるものである。したがって、指導に当たっては、音楽を幅広く、多面的にとらえて理解させることが大切である。例えば、生徒がある作品に興味を持った場合、それを繰り返し聴くだけでなく、作品の楽譜を見たり、実際にその作品の一部を演奏してみたり、その作品と関連の深い作品とを聴き比べたり、あるいはその作曲者の生涯や時代背景へと興味を広げたりすることなどが考えられる。

このような学習は、生徒が自己の興味・関心に基づき作品への理解を一層深めるとともに、さらに別の作品や他の音楽経験の追究へと向かわせるきっかけともなり、音楽に対する主体的な態度を育てることにつながるものである。

「音楽I」では、いくつかのグループごとに関心や能力に応じた楽曲を選択してアンサンブル活動を工夫することや、音楽に対して同じような興味・関心を持つ生徒同士が特定の課題を設定し、調べたり話し合ったりした後で互いに発表し合うような活動を行ったり、学習集団全体の課題に対して相互に役割を分担したりしながら取り組み、それぞれの成果を発表するなどの方法で学習を進めることが考えられる。

このように生徒自らが課題を設定し、その解決を図っていく活動は、生徒の意欲や主体性を高めながら成就感や自信を持たせることのできる効果的な指導方法である。

なお、この学習活動を進めるに当たっては、年間指導計画に適切に位置付けることが必要である。

問3 我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにするための留意点はどのようなことか。

我が国の伝統音楽について、現行の「音楽Ⅰ」では、主に鑑賞を中心として扱われてきたが、今回の改訂では、鑑賞とともに、実際に歌ったり、楽器を演奏したりすることが重視されている。

今回の中学校の改訂では「表現」において、「曲種に応じた発声」が示され、また、「和楽器については3年間を通じて1種類以上の楽器を用いること」とされている。

この発展として「音楽Ⅰ」においては、「表現」の「歌唱」に関する指導事項の「曲種に応じた発声の工夫」及び「楽器」に関する指導事項の「いろいろな楽器の体験と奏法の工夫」で、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにすることとなった。

「曲種に応じた発声の工夫」では、例えば、義太夫節、民謡、謡曲などを取り上げたり、「いろいろな楽器の体験と奏法の工夫」では、例えば、箏、三味線、尺八、鼓などの楽器を取り上げたりすることが考えられる。

指導に当たっては、「鑑賞」との相互の関連を図ったり、それぞれの歌唱や楽器の視唱や視奏を試みるなど、多面的に音楽を理解させることが大切である。

また、「音楽Ⅱ」の「楽器に応じた奏法の習熟」についても「音楽Ⅰ」の学習成果を踏まえ、歌唱及び和楽器を更に発展的に含めて扱うようにすることを示している。

### 3 美術Ⅰ・美術Ⅱ・美術Ⅲ

問1 各科目における「表現」はどのような点に配慮していくべきか。

「美術Ⅰ」においては、現行の表現領域の「絵画」「彫刻」「デザイン」の三つの分野の構成のうち、「絵画・彫刻」がまとめて示され、そのいずれかを選択して学習でき、「デザイン」と、新設された「映像メディア表現」については、いずれかを選択して学習できるように工夫されている。

絵画と彫刻をまとめて示したことで相互に関連する題材や一体的に扱う題材を設定するなど柔軟に扱えるようにするとともに、年間に扱う題材数を減じ、生徒が一つの題材にじっくりと時間をかけて取組み、個性を生かして創意工夫しながら創造的な能力を高め、自己表現の喜びを味わえるようにすることを意図している。

絵画やデザインにおいては、従来からのいわゆる純粋芸術としての表現方法のみならず漫画やイラストレーションなど現代的手法も取り入れ、表現方法に対する生徒の選択幅を広げていくことも積極的に工夫する必要がある。

問2 日本の美術の特質をどのように理解し、表現に生かしたらよいか。

これまで、どちらかといえば油絵を中心として、西洋の美術の表現方法や技法によって表現する学習が多く見られた。しかし、国際化社会に生きる日本人としての自覚を深めるためには、日本の美術文化や日本画等日本独自の表現方法についても体験的に学び、理解を深められるようにする必要がある。このことから、日本の美術を鑑賞し、その表現方法の特質などを幅広く鑑賞し理解や興味を広げ、自分の表現に応用できるようにすることが求められている。

鑑賞は表現と表裏一体の密接な関係にあり、鑑賞の学習によって日本の美術などについて学ばせ、興味・関心を引き出し、表現に生かしていきたいという意欲を持たせ、生徒自らその方法等について研究していくことができるようにすることが大切である。そのためには、鑑賞に充てる授業時数を適切かつ十分に確保する必要がある。その際、地域の美術館・博物館等の施設を活用して実物の美術作品を鑑賞し、良いものや本物に触れ感動を深められるように計画することも大切である。

問3 映像メディア表現をどのように取り入れたらよいか。

今回新設した表現分野である「映像メディア表現」においては、写真、ビデオ、コンピュータなどを芸術表現の新しい手段として活用する能力を育成するとともに、オフィスにおける文書づくりや情報発信などに応用される「情報社会における必須のビジュアルな表現能力」の育成を目指している。

例えば、写真による表現では、組写真によってストーリーをもった構成をすること、ビデオの活用については、グループで短編映画を企画・構成し、役割分担を決めて全員の間によって表現すること、また、その他に、漫画やイラストレーションを描きそれをコンピュータに読み込みアニメーション映画を制作することなど、生徒が自らの感覚や感性を積極的に生かして多様な表現ができるようにしていくことが求められている。

さらに、映像メディアによって表現された作品を、情報通信ネットワーク等を利用して発信し、他者と交流することなども視野に入れた取組が大切である。

#### 4 工芸Ⅰ・工芸Ⅱ・工芸Ⅲ

問1 工芸制作とプロダクト制作においてどのような点に配慮していくべきか。

「工芸Ⅰ」においては、分野の構成を「工芸制作」と新設の「プロダクト制作」の2分野とし、そのいずれかを選択して学習できるように工夫されている。

このことは、生徒がいわゆる手づくりの芸術作品としての一品物である工芸と、機械による大量生産を前提としたプロダクト制作のいずれかを、興味・関心や個性に応じて選択し、工芸の学習が生活の中で生きて働くようにするとともに、選択することでじっくりと時間をかけて取り組み、創意工夫しながら創造的な能力を高め、自己実現の喜びを味わえるようにすることを意図している。

プロダクト制作においては、工芸における完成作品の制作と異なり、オーディオや情報関連機器、家具、調理器具や大量生産品の食器類、ディスクや文具類などの生活・事務用品、自動車や自転車、電車や飛行機、さらには宇宙ロケットなど、様々なものを自由に想定して、その完成モデル（レンダリング）をつくることになることから、つくりながら考えるという工程よりも、あらかじめつくるものを想定し、アイデア・デッサンを何枚も描いて検討し設計図を描くなどしてから制作するという工程に留意することが大切である。

問2 鑑賞を通して日本の伝統的な工芸の特質をどのように理解させたらよいか。

これまで、どちらかといえば現代工芸や西洋の工芸の表現方法や技法によって表現する学習が多く見られたが、国際社会に生きる日本人としての自覚を深めるためには、日本の美術文化や伝統工芸、民芸など日本や各地域の独自の表現方法について、体験的に学び理解を深められるようにする必要がある。したがって、各地域の工芸家や伝統工芸士などの作家の工房、機械生産の工場などに出かけ、直に仕事ぶりや生産の工程などを鑑賞し理解を深めるなど直接的な見学・鑑賞活動にも配慮することが大切である。

日本の工芸の歴史などについては、例えば縄文の土器などをはじめ、古代からの工芸作品を鑑賞し、人類のみがものづくりをしながら生活や文化を発展させてきたこと、また、ものづくりが現在の科学技術の発展の基になっていることなどに理解が及ぶように配慮し、工芸の学習を通して地域の民芸などに関心を深め、地域に対する認識を深めるとともに、郷土を愛する心情などが深められるよう工夫することが大切である。

## 5 書道Ⅰ・書道Ⅱ・書道Ⅲ

問1 書道の各科目の目標における新しい課題は何か。

芸術科の目標の改訂を受け、書道の各科目に「書を愛好する心情を育てる」ことが目標の最初に示され、次に科目の特性にかかわる「感性」「能力」が順にそれぞれ示された。これは、「書を愛好する心情」が生徒の主体的な学習を促す前提であることを明確にしたものである。

「書道Ⅰ」の学習では「書道の幅広い活動」を通してそれらが達成されるものとされているが、この「幅広い」には書道の学習活動とともに、実生活との関連を図った体験的な学習や、情報機器の活用、他教科との関連を図った学習など多様な学習活動の展開を視野に入れる、という趣旨が込められている。この「幅」をどのように捉えるか、さらに「活動」をどのように具体的な学習に結びつけていくかが大きな課題であり、生徒の意欲・関心を高め、表現・鑑賞の基礎的能力を育成することが重要である。

問2 「漢字仮名交じりの書」についての指導上の課題・留意点は何か。

「書道Ⅰ」の表現領域において、現行の3分野必修から「漢字仮名交じりの書」を必修とし、「漢字の書」「仮名の書」を選択して学習できるように改めたことに伴い、これらの指導上の工夫がより一層求められている。このことを踏まえて、次の点に留意することが大切である。

- (1) 書道における多彩な表現美の基盤の一つとして、書写における整正の美があるのとらえ、中学校までの国語科書写との円滑な接続を図ることが大切である。生徒の日常の書写活動を的確にとらえ、その能力を高めながら生徒が芸術表現としてのこの分野を理解し、表現する喜びへと展開できるような授業研究を進める必要がある。
- (2) これまでの漢字や仮名の学習を踏まえた上での指導の充実を図るとともに、生徒の体験的な学習、名筆の鑑賞などを通じた、「漢字仮名交じりの書」の分野からスタートした場合における、より具体的な実践の工夫を図る必要がある。
- (3) 現行「書道Ⅰ」の指導事項「漢字と仮名の調和に適した線質、字形、文字の大きさ及び全体の構成」を今回は基礎・基本を図るために二つに分けて示している。この趣旨を理解し、より細かい、丁寧な支援と指導の工夫が求められている。
- (4) 鑑賞教材においては、明治以前の名筆から、現代の看板の文字に至るまで私たちを取り巻く文字文化の伝統と絡めながら、幅広く視野を広げて適切な教材を発掘、選択することが求められており、実際に鑑賞を行うに当たっては、表現との融合が図られるよう配慮する必要がある。
- (5) 今回の改訂では「片仮名」についても示され、現代における文字表現の実態に配慮することが求められており、この分野も含めたより広い具体的な指導の工夫が大切である。
- (6) 「内容の取扱い」において、「表現」では硬筆も取り上げることが明示されている。特に「漢字仮名交じりの書」では、日常の生活に生かすという観点から鉛筆、フェルトペン、ボールペン、万年筆などの硬筆についても積極的に取り上げ、弾力等硬筆用具それぞれの材質、特性によって表現効果や使用目的を考えて表現できるような指導が求められている。

「漢字仮名交じりの書」は生徒が自由に読み書きができ、身近で親しみやすい題材であるところから、生活に即して書表現を楽しむことが期待され、書道、ひいては芸術科の目標「生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てる」「感性を高める」「豊かな情操を養う」に深く関わる指導事項になっている。このことを踏まえ、題材の設定や指導上の形態、評価等について、より一層の工夫が求められている。